

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
佐原 博之
(公印省略)

令和8年熊本地震に伴う要援護高齢者等への適切な支援及び
ケアマネジメント等の取扱いについて

令和8年熊本地震については、被災地域が広範に及ぶとともに、緊急的な対応が必要であることから、厚生労働省より各都道府県介護保険主管部局等宛てに、居宅介護支援や介護予防支援を実施するに当たり、地域包括支援センターが中心となり、居宅介護支援事業者等と連携して、利用者の支援を最優先に考慮しつつも、ひとり暮らし高齢者をはじめとする要援護高齢者の状況確認及び課題の把握（必要最低限のアセスメントでも可。）を行うなど適切な支援に可能な限りご配慮いただきたい旨とともに、居宅介護支援等に係る基準・報酬上の取扱い等に関する事務連絡が発出されました。

具体的には、地域包括支援センターと居宅介護支援事業者等の連携による状況確認や介護支援専門員等の広域的な確保、給付管理業務等について記載されております。

また、居宅介護支援及び介護予防支援の基準及び報酬の取扱いについては、「令和8年熊本地震に伴う災害に係る介護報酬等の柔軟な取扱い（基準緩和等）について」（令和8年7月28日付事務連絡）（日医発第811号 令和8年7月29日付）のとおり柔軟に対応することが可能であることが示されております。

つきましては、貴会におかれましても本内容をご了解いただき、郡市区医師会及び会員へご周知賜りたくよろしくお願い申し上げます。

(添付資料)

- ・ 令和8年熊本地震に伴う要援護高齢者等への適切な支援及びケアマネジメント等の取扱いについて（令8.7.30 厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課 事務連絡）

以上

事 務 連 絡
令和 8 年 7 月 30 日

各 都道府県 介護保険主管部局 御中
市 町 村

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

令和 8 年熊本地震に伴う要援護高齢者等への適切な支援及び
ケアマネジメント等の取扱いについて

令和 8 年熊本地震により被災した要援護高齢者等について、被災地市町村においては、その状況の把握に努めていただくとともに、避難対策及び介護サービスの円滑な提供に努めていただいているところではありますが、被災地域が広範に及ぶとともに、緊急的な対応が必要であることから、居宅介護支援や介護予防支援を実施するに当たり、地域包括支援センターが中心となり、居宅介護支援事業者等と連携して、利用者の支援を最優先に考慮しつつも、ひとり暮らし高齢者をはじめとする要援護高齢者の状況確認及び課題の把握（必要最低限のアセスメントでも可。以下同じ。）を行うなど、以下の点にもご留意の上、適切な支援に可能な限りご配慮いただきますようお願い申し上げます。

また、居宅介護支援等に係る基準・報酬上の取扱い等は、下記のとおりとしますので、円滑な業務の遂行にご留意いただくとともに、関係者への周知をよろしくお願い申し上げます。

記

1. 要援護高齢者等の状況確認と適切な支援の実施について

被災地においては、交通・通信事情が十分に確保されていない状況下ではあるが、地域包括支援センター等を中心として、居宅介護支援事業者及び介護サービス事業者と連携して、次のとおりひとり暮らし高齢者をはじめとする要援護高齢者についての状況確認及び課題の把握を行い、速やかに必要なサービス提供に繋がるよう、可能な限り配慮をされたいこと。

(1) 地域包括支援センターと居宅介護支援事業者等の連携による状況確認等

地域包括支援センターは、居宅介護支援事業者等と連携しつつ、ひとり暮らし高齢者をはじめとする要援護高齢者等について状況確認及び課題の把握を行うこと。

その際、一般的に高齢者は、熱中症になりやすい身体的特性があることから、熱中症予防の観点からも、見守り・熱中症予防行動の声かけ等を行うこと。

(2) 避難所等に避難している高齢者に対する必要なサービスの提供

避難所等に避難している高齢者に対し、居宅介護支援事業者や介護サービス事業者等の協力も得ながら、相談支援、課題の把握等を行うとともに、個々のケースに応じて在宅福祉サービスの提供を行うなど、必要な支援を行うこと。

(3) 在宅要援護高齢者等に対する支援

介護サービスを利用している在宅の要援護高齢者等について、引き続き必要な介護サービスが確保できるよう介護サービス事業者や居宅介護支援事業者等と連携を図るとともに、被災に伴い新たな課題やニーズを把握した場合には、居宅サービス計画（ケアプラン）等に新たなサービスを追加するなど必要なサービスの利用につなげること。

なお、居宅サービス計画（ケアプラン）等の変更については、一定程度状況が落ち着いた後に作成することやサービス担当者会議を電話や文書等の照会により行うこと等、柔軟な取扱いも可能であること。

2. 介護支援専門員等の広域的な確保について

被災地市町村において上記の対応を実施するに当たり、介護支援専門員等を確保することが困難な場合には、都道府県は、被災地市町村と被災地周辺市町村との連携により、介護支援専門員等の広域的な確保が図られるよう、必要な支援をお願いしたいこと。

3. 居宅介護支援及び介護予防支援の基準及び報酬の取扱いについて

居宅介護支援及び介護予防支援の基準及び報酬の取扱いについては、「令和8年熊本地震に伴う災害に係る介護報酬等の柔軟な取扱い（基準緩和等）について」（令和8年7月28日付事務連絡）のとおり柔軟に対応することが可能であること。

4. その他

(1) 給付管理業務について

介護サービス事業所等と連絡がつかない場合、あるいは介護サービス事業所等が「令和8年熊本地震による災害に係る介護報酬等の請求等の取扱いについて（7月サービス提供分）」（令和8年7月30日付事務連絡）による概算請求を行うことを確認した場合は、指定居宅介護支援事業所においてサービス利用票等の実績に係る部分の作成を要しないものとする。なお、この場合「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」（平成11年11月11日老企第29号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）で定めるサービス利用票別表（第7表）区分支給限度管理・利用者負担計算についても作成を要しないものとする。

なお、介護予防支援においても同様の取扱いとすること。

(2) 避難所に避難している要介護者等へのモニタリング等について

災害により被災した世帯の要介護高齢者等が避難所にいる場合は、自宅以外の場所（避難所や避難先の家庭、旅館等）で生活している場合でも必要な居宅サービスが受けられることに鑑み、モニタリング等に際しては避難所等を訪問するなど、避難中の要介護高齢者等に適宜配慮すること。

(3) 介護予防ケアマネジメントに関する留意点

介護予防ケアマネジメントについては、介護予防支援に準じて取り扱うこと。

以上